

改めることとした。(第2条関係)

- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例(条例第30号)

- 1 沖縄県警察職員の定員を改めることとした。(第2条関係)
2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第31号)

- 1 質屋営業法(昭和25年法律第158号)に関する手数料の表を整理することとした。(別表第4関係)
2 保管場所標章に係る交付手数料及び再交付手数料を廃止するとともに、手数料の納付時期の規定を整理することとした。(第3条関係及び別表第10関係)
3 その他所要の改正を行うこととした。(別表第10関係)
4 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。ただし、2については公布の日から施行することとした。(附則)

条 例

沖縄県公文書等の管理に関する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第3号

沖縄県公文書等の管理に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
第2章 公文書の管理(第4条—第10条)
第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等(第11条—第27条)
第4章 沖縄県公文書管理委員会(第28条—第35条)
第5章 雑則(第36条—第38条)
第6章 罰則(第39条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであること

に鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業の管理者及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第32条第 1 項及び第 2 項を除き、以下同じ。）を含む。第19条を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 特定歴史公文書等
- (3) 規則で定める機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

3 この条例において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。

4 この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 第 8 条第 1 項の規定により沖縄県公文書館（以下「公文書館」という。）に移管されたもの
- (2) 法人その他の団体（県及び県が設立した地方独立行政法人を除く。）又は個人から公文書館に寄贈され、又は寄託されたもののうち、公文書に類するものとして知事が指定するもの

5 この条例において「公文書等」とは、公文書及び特定歴史公文書等をいう。

(法律等との関係)

第3条 公文書等の管理については、法律、法律に基づく命令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 公文書の管理

(文書の作成)

第4条 実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(整理)

第5条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、公文書管理規程（公文書の管理に関する定めをいう。以下同じ。）で定めるところにより、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「公文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、公文書管理規程で定めるところにより、当該公文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、公文書管理規程で定めるところにより、延長することができる。

5 実施機関は、公文書ファイル及び単独で管理している公文書（以下「公文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあっては公文書館への移管の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(保存)

第 6 条 実施機関は、公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該公文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

(公文書ファイル管理簿)

第 7 条 実施機関は、公文書ファイル等の管理を適切に行うため、公文書管理規程で定めるところにより、公文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「情報公開条例」という。）第 7 条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「公文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、1 年未満の保存期間が設定された公文書ファイル等については、この限りでない。

2 実施機関は、公文書ファイル管理簿について、公文書管理規程で定めるところにより、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(移管又は廃棄)

第 8 条 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第 5 条第 5 項の規定による定めに基づき、公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により公文書館に移管する公文書について、第13条第 1 項第 1 号に掲げる場合に該当するものとして知事において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の規定により、保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、沖縄県公文書管理委員会の意見を聴かななければならない。

(管理状況の報告等)

第 9 条 実施機関は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(公文書管理規程)

第10条 実施機関は、公文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書管理規程を設けなければならない。

2 公文書管理規程には、公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 作成に関する事項
- (2) 整理に関する事項
- (3) 保存に関する事項
- (4) 公文書ファイル管理簿に関する事項
- (5) 移管又は廃棄に関する事項
- (6) 管理状況の報告に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項

3 実施機関は、公文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等

(特定歴史公文書等の保存等)

第11条 知事は、特定歴史公文書等について、第23条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 知事は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 知事は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(利用請求の手続)

第12条 特定歴史公文書等の利用の請求（以下「利用請求」という。）をする者（以下「利用請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「利用請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

(1) 利用請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 前条第4項の目録に記載された当該利用請求に係る特定歴史公文書等の名称

2 知事は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（利用請求の取扱い）

第13条 知事は、利用請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、利用請求者に対し、当該利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させなければならない。

(1) 当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 情報公開条例第7条第1号、第3号又は第7号ア若しくはオに掲げる情報

イ 情報公開条例第7条第2号に掲げる情報

ウ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(2) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくは汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書等を保存する知事が当該原本を現に使用している場合

2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が公文書として作成又は取得をされてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第8条第2項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 知事は、第1項第1号に掲げる場合であっても、同号アからウまでに掲げる情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（本人情報の取扱い）

第14条 知事は、前条第1項第1号イの規定にかかわらず、同号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき同号イに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

（利用請求に対する措置）

第15条 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定（以下「利用決定」という。）をし、利用請求者に対し、その旨並びに利用させる日時、場所及び方法を書面により通知しなければならない。

2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用決定等の期限）

第16条 前条各項の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第12条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用決定等の期限の特例）

第17条 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書等については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、知事は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第18条 利用請求に係る特定歴史公文書等に県、国、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第2項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、知事は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第7条第2号イに掲げる情報又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 知事は、特定歴史公文書等であって第13条第1項第1号ウに該当するものとして第8条第2項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 知事は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その決定後直ちに、当該意見書（第26条第1項第2号及び第3項第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(利用の方法)

第19条 知事が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用

用させる場合にあっては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

(費用負担)

第20条 第12条の規定による利用請求をして、特定歴史公文書等（前条ただし書の規定による特定歴史公文書等の写しを含む。）の写しの交付を受ける者は、知事が別に定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(利用の促進)

第21条 知事は、特定歴史公文書等（第13条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(移管元実施機関による利用の特例)

第22条 特定歴史公文書等を移管した実施機関が知事に対してその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第13条第1項第1号の規定は、適用しない。

(特定歴史公文書等の廃棄)

第23条 知事は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなつたと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

2 知事は、前項の規定により特定歴史公文書等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、沖縄県公文書管理委員会の意見を聴かななければならない。

(保存及び利用の状況の公表)

第24条 知事は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第25条 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(沖縄県公文書管理委員会への諮問)

第26条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、沖縄県公文書管理委員会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 知事は、第 1 項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第27条 第18条第 4 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る利用決定等（利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

第 4 章 沖縄県公文書管理委員会

（設置及び組織）

第28条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県公文書管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、この条例に定めるもののほか、公文書等の管理に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。
- 3 委員会は、委員 5 人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委員会の調査権限)

第29条 委員会は、必要があると認めるときは、知事に対し、審査請求に係る特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合において、何人も、委員会に対し、その提示された特定歴史公文書等の開示を求めることができない。

- 2 知事は、委員会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、知事に対し、審査請求に係る特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を委員会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、委員会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、委員会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は知事（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第30条 委員会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第31条 審査請求人等は、委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただ

し、委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第32条 委員会は、第29条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、委員会に対し、委員会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を委員会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 委員会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 委員会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第33条 委員会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第34条 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(資料の提出等の求め)

第35条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、実施機関に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第 5 章 雑則

(研修)

第36条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 知事は、実施機関の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(刑事訴訟に関する書類等の取扱い)

第37条 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第3項に規定する訴訟に関する書類（以下この条において「刑事訴訟に関する書類」という。）については、第2章の規定は、適用しない。

2 実施機関は、刑事訴訟に関する書類のうち歴史公文書等に該当するものの適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

3 実施機関は、刑事訴訟に関する書類が歴史公文書等に該当すると認めるときは、知事と協議し、当該刑事訴訟に関する書類を公文書館に移管することができる。

4 知事は、前項の規定により移管された刑事訴訟に関する書類であつて、同項の協議において利用の制限を行うこととされたものについて利用請求があつたときは、第13条の規定にかかわらず、利用を制限するものとする。

5 刑事訴訟法第53条の2第4項に規定する押収物については、この条例の規定は、適用しない。

(規則への委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 罰則

第39条 第28条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(特定歴史公文書等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に公文書館が保存する歴史資料として重要な文書その他の記録のうち、規則で定めるものは、特定歴史公文書等とみなす。

(沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 3 沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例（平成 7 年沖縄県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(設置)

第 1 条 特定歴史公文書等（沖縄県公文書等の管理に関する条例（令和 7 年沖縄県条例第 3 号）第 2 条第 4 項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）を保存し、及び県民の利用に供するとともに、歴史資料として重要な文書その他の記録（特定歴史公文書等を除く。以下「歴史文書等」という。）を収集し、整理し、保存し、及び県民の利用に供することにより、もって学術及び文化の振興に寄与することを目的として、沖縄県公文書館（以下「公文書館」という。）を設置する。

第 3 条第 6 号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「公文書等」を「歴史文書等」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「公文書等」を「特定歴史公文書等及び歴史文書等」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 4 号中「公文書等」を「特定歴史公文書等及び歴史文書等」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「公文書等」を「特定歴史公文書等及び歴史文書等」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号を削り、同条第 1 号中「公文書等」を「歴史文書等」に、「及び保存」を「、保存及び利用」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 3 号の前に次の 2 号を加える。

(1) 歴史公文書等（沖縄県公文書等の管理に関する条例第 2 条第 3 項に規定する歴史公文書等をいう。）の移管等に関すること。

(2) 特定歴史公文書等の保存及び利用に関すること。

第 5 条ただし書中「第 6 号」の次に「及び第 7 号」を加える。

第 12 条の見出し及び同条中「公文書等」を「歴史文書等」に改める。

第 13 条第 1 号中「公文書等」を「特定歴史公文書等又は歴史文書等」に改める。

第 14 条第 1 項中「公文書等」を「歴史文書等」に改める。

第 15 条中「公文書等」を「特定歴史公文書等若しくは歴史文書等」に改める。

(沖縄県情報公開条例の一部改正)

4 沖縄県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「沖縄県公文書館その他」を削り、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 沖縄県公文書等の管理に関する条例（令和 7 年沖縄県条例第 3 号）第 2 条第 4 項に規定する特定歴史公文書等

第35条を削り、第36条を第35条とし、第37条から第40条までを 1 条ずつ繰り上げる。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第 4 号

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（沖縄県職員の分限に関する条例の一部改正）

第 1 条 沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（旧沖縄県県吏員恩給規則の規定による恩給受給権者に対する恩給支給条例の一部改正）

第 2 条 旧沖縄県県吏員恩給規則の規定による恩給受給権者に対する恩給支給条例（昭和47年沖縄県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第19条中「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

第25条第 1 項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第 2 項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第34条第 1 項第 2 号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同項第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。